

協議 2 号

長野市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する局達（案）要綱

教育委員会事務局総務課

事 項	説 明
1 改正の理由	長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正に伴い、改正するもの
2 改正の内容	(1) 教育次長の専決事項に主幹以下職員（臨時的任用職員を除く。）の子育て部分休暇（部分的な取消し及び報告に係るものを除く。）に関する事項を加える。 (2) その他条文を整備する。 (以上第 4 条関係)
3 施行期日	公表の日から施行する。
4 審議状況	(1) 総務部総務課との協議 9月26日 (2) 教育委員会法規審査会の決定 9月29日

長野市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する局達（案）

長野市教育委員会事務局処務規程（昭和41年長野市教育委員会局達第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「看護休暇」の次に「、子育て部分休暇（部分的な取消し及び報告に係るものを除く。）」を、「部分休業（」の次に「部分的な取消し及び」を加える。

附 則

この局達は、公表の日から施行する。

長野市教育委員会事務局処務規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○長野市教育委員会事務局処務規程 昭和41年10月16日長野市教育委員会局達第1号 (教育次長の専決事項)</p> <p>第4条 教育次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 主幹以下職員(会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。)の療養休暇(教育委員会が別に定めるものを除く。)、特別休暇(産前休暇、産後休暇、結婚休暇、骨髄提供休暇、ボランティア休暇及び通信教育による面接授業への出席に伴う休暇に限る。)、介護休暇、介護時間、看護休暇、<u>子育て部分休暇(部分的な取消し及び報告に係るものを除く。)</u>及び育児休業(部分休業(<u>部分的な取消し及び報告に係るものを除く。</u>)を含む。)並びに欠勤に関すること。</p> <p>(4)～(11) 略</p>	<p>○長野市教育委員会事務局処務規程 昭和41年10月16日長野市教育委員会局達第1号 (教育次長の専決事項)</p> <p>第4条 教育次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 主幹以下職員(会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。)の療養休暇(教育委員会が別に定めるものを除く。)、特別休暇(産前休暇、産後休暇、結婚休暇、骨髄提供休暇、ボランティア休暇及び通信教育による面接授業への出席に伴う休暇に限る。)、介護休暇、介護時間、看護休暇及び育児休業(部分休業(報告に係るものを除く。))を含む。)並びに欠勤に関すること。</p> <p>(4)～(11) 略</p>